

問 I - 3 - ④（必要的記載事項の範囲）

特例民法法人が新制度の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請を行うに当たって作成する定款の変更の案に、一般社団・財団法人法の観点から必ず記載しなければならない事項（必要的記載事項）の範囲は、どうなりますか。

答

1 特例社団法人の場合

一般社団・財団法人法第 11 条第 1 項各号に列挙された事項（①目的、②名称、③主たる事務所の所在地、④社員の資格の得喪に関する規定、⑤公告方法、⑥事業年度）が必要的記載事項になります。ただし、同項各号に列挙された事項のうち、「設立時社員の氏名又は名称及び住所」（同項第 4 号）については、必要的記載事項とはしない取扱いとなります。法人が任意で「設立時社員の氏名又は名称」や「住所」を記載することは差し支えありません。

2 特例財団法人の場合

一般社団・財団法人法第 153 条第 1 項各号に列挙された事項（①目的、②名称、③主たる事務所の所在地、④評議員の選任及び解任の方法、⑤公告方法、⑥事業年度）が必要的記載事項になります。ただし、同項各号に列挙された事項のうち、以下のものについては、必要的記載事項とはしない取扱いとなります。

特例財団法人が移行認定、移行認可を申請する際に行政庁に提出する定款の変更の案において、「設立者の氏名又は名称」や「住所」（一般社団・財団法人法第 153 条第 1 項第 4 号）、「設立に際して設立者（設立者が 2 人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額」（同項第 5 号）は記載する必要はありませんが、法人が任意で記載することは差し支えありません。

また、同項第 6 号及び第 7 号の「設立時評議員、設立時理事、設立時監事の選任に関する事項」や「設立時会計監査人の選任に関する事項」については、特例財団法人にはそれに該当する者がいないため記載する必要はありません。

（補足）

本文は、一般社団・財団法人法の観点からの必要的記載事項の範囲を説明したものです。これに対して、特例社団法人が認定を受けて公益社団法人になる場合には、例えば、理事会が必置の機関となります（公益法人認定法第 5 条第 14 号ハ）。そのため、「理事会を設置する旨の定め」（一般社団・財団法人法第 60 条第 2 項）が、事実上、定款の必要的記載事項となります。また、特例民法法人が認可を受ける場合に特例社団法人及び特例財団法人

に共通する事実上の定款の必要的記載事項としては、例えば、会計監査人を必ず設置しなければならない場合の「会計監査人を置く旨の定め」（一般社団・財団法人法第 170 条第 2 項、公益法人認定法第 5 条第 12 号本文）、「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」（不可欠特定財産）がある場合の定め（公益法人認定法第 5 条第 16 号）、清算をする場合の残余財産の帰属先の定め（一般社団・財団法人法第 239 条第 1 項、公益法人認定法第 5 条第 18 号）、公益認定の取消しの処分を受けた場合等の公益目的取得財産残額の贈与の定め（公益法人認定法第 5 条第 17 号）等があります。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第 11 条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- 五 社員の資格の得喪に関する規定
- 六 公告方法
- 七 事業年度（定款の記載又は記録事項）

一般社団・財団法人法第 60 条 （略）

2 一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。

一般社団・財団法人法第 61 条 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

一般社団・財団法人法第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立者の氏名又は名称及び住所
- 五 設立に際して設立者（設立者が二人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産及びその価額
- 六 設立時評議員（一般財団法人の設立に際して評議員となる者をいう。以下同じ。）、設立時理事（一般財団法人の設立に際して理事となる者をいう。以下この節及び第 319

条第2項において同じ。)及び設立時監事(一般財団法人の設立に際して監事となる者をいう。以下この節、第254条第7号及び同項において同じ。)の選任に関する事項

七 設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人(会計監査人を置く一般財団法人又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない一般財団法人をいう。以下同じ。)であるときは、設立時会計監査人(一般財団法人の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下この節及び第319条第2項第6号において同じ。)の選任に関する事項

八 評議員の選任及び解任の方法

九 公告方法

十 事業年度

一般社団・財団法人法第170条 (略)

2 一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。

一般社団・財団法人法第239条 残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。

公益法人認定法第5条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一~十一 (略)

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十三 (略)

十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 理事会を置いているものであること。

十五 (略)

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているもので

あること。

イ～ト (略)

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。